

## 審査結果概要書

平成 23 年 11 月 14 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	芽室町内保育園における木質ペレットボイラー導入による温室効果ガス削減事業
排出削減事業者名	社会福祉法人 十勝立正福祉事業会
排出削減共同実施事業者名	財団法人北海道環境財団 帯広信用金庫
その他関連事業者名	
事業実施場所	めむろかしわ保育園 (北海道河西郡芽室町東4条5丁目2)
事業の概要	本事業は、町内の保育園の暖房用熱源として木質ペレットを燃料とするボイラーを導入し、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2010-2012年度：65 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施機関合計 195 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット認証期間	事業開始日 2010年4月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 001-A ボイラーの新設

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年11月2日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：めむろかしわ保育園 (北海道河西郡芽室町東4条5丁目2)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により投資回収不能であることを確認した。なお、本事業は町が策定した新エネルギービジョンの一環として実施されており、投資回収不能であっても、敢えてバイオマス焚きボイラーが導入されていることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>3) 追加性判断における定性要因 芽室町ではH20年度に新エネルギービジョンを策定し、積極的に新エネルギーの導入事業を推進しており、その一環で芽室町内の本事業所においても、従来の化石燃料ではなく、再生可能エネルギーを使用するバイオマスボイラーの導入が決定されたことを確認した。さらに、国内クレジット制度の意義と町が推進しているビジョンがマッチングしたことにより、本事業が実施されるに至ったことを質問により確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001-A に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、ボイラーを新設していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、新設するボイラーはバイオマスボイラーであることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、バイオマスボイラーを新設した事業者は、新設後のボイラーで生産した温水を自家消費することを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p>
----------------------------	---

#### 4. 特記事項

- ・本事業において使用される木質ペレットは、北海道内の未利用木材を原料とするホワイトペレットであることを、購買先の確認及び事業者への質問等により確認した。